

徳島県規則第九号

農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月二十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

農業協同組合法施行細則（昭和五十四年徳島県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条第五号中「農業協同組合連合会」を「連合会」に改める。

第十六条第一項第四号から第六号までを削る。

附 則

- 1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第十二条第五号の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第十六条第一項の規定は、この規則の施行の日以後にされる農業経営規程の承認の申請について適用し、同日前にされた農業経営規程の承認の申請については、なお従前の例による。